

平成26年度

住宅・空き店舗 新築リフォーム補助金

市内業者(参加登録店)に発注する工事について、補助金が利用できます。

平成26年度は、4月1日以降に着工し、平成27年3月末までに完了検査を実施する工事が対象です。

住宅新築工事

限度額
50万円

- 1000万円以上の契約を対象に契約額の3%を補助。

リフォーム工事

限度額
20万円

- 50万円以上の契約を対象に契約額の10%を補助。

太陽光パネル設置工事

限度額
20万円

- 50万円以上の契約を対象に契約額の10%を補助。
- 国等の補助制度と併用可能。

被災住宅新築工事

限度額
100万円

- 東日本大震災による全壊・大規模半壊・半壊を対象。
- 新築する方へ契約額の10%を補助。

空き家取り壊し工事

限度額
20万円

- 20万円以上の契約を対象に契約額の10%を補助。
- 自己または親族が居住していた一戸建ての空き家が対象。

*空き家を取り壊し、更地にした後、滅失登記が必要。

空き店舗改装出店工事

限度額
200万円

- 契約額の3分の1を補助。

対象区域： 中心市街地指定区域

対象事業者： 小売業、飲食サービス業、コミュニティビジネス及びその他中心市街地の活気誘発に資する事業を行い、補助金交付後も2年以上継続的な営業を行うことが見込まれること。

営業期間・時間： 週5日以上、通年営業すること。
正午までに開店し、1日6時間以上営業すること。

補助金を受ける時の流れは？

おおまかな流れとして、下記のようになります。

- 「参加登録店」に工事を依頼する。
「参加登録店」はチラシ裏面に記載。
- 参加登録店に工事を発注するときに「補助金利用」と伝える。
- 工事完了後、建築組合による確認検査。
- 検査後に、補助金をお客様の口座に振り込み。

工事が始まっていても補助金は受けられる？

着工前に申込みが必要ですので、補助金は受けられません。
必ず、着工前に申請手続きを行って下さい。

新築、リフォーム、取り壊しは、どこまでが補助金の対象となるの？

三沢市内に所在する自己居住用の一戸建て居住部分のみが対象です。
例えば、車庫・物置・小屋など居住部分以外は該当になりません。
門などの外構部分も対象外です。

新築時に太陽光パネルを取り付けた場合、新築工事補助金と太陽光パネル設置工事補助金の2つとも受けられる？

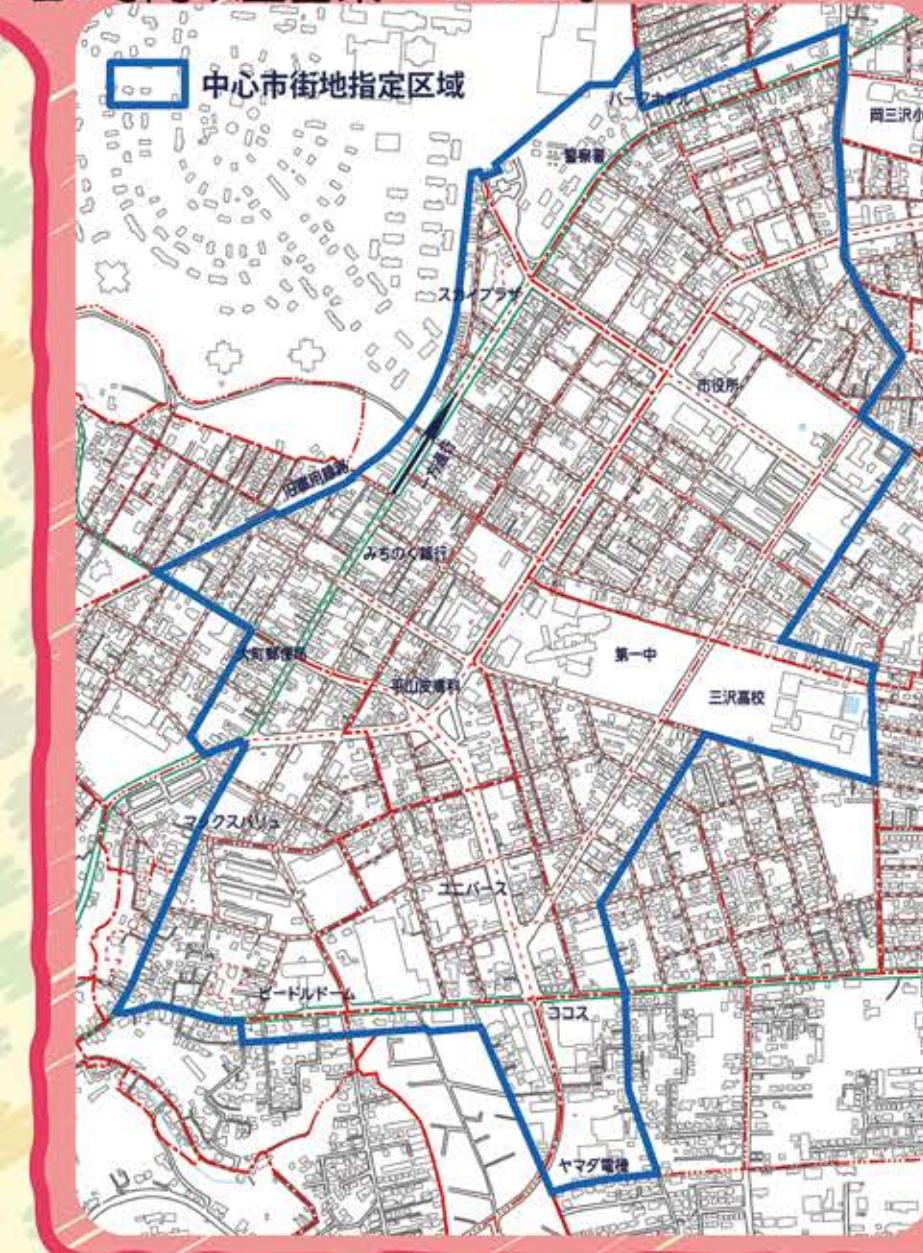
一戸の住宅で複数の補助金は受けられません。
新築の場合、総工事費の3%、最大50万円の補助金が受けられます。
また、市の補助金とは別に、国等で行っている補助金と併用できます。

アパートのリフォームも対象となるの？

自分が居住する住宅が対象ですので、アパートは対象外です。

下水道工事も補助金の申請ができる？

下水道工事は対象外です。



お問合せ先：三沢市役所産業政策課

TEL 53-5111(内線280)

申請先：三沢建築組合

TEL 53-3690